

令和6年9月17日

一般社団法人播磨自然高原クラブ
代表理事 岡庭晋司
ほか理事各位

一般社団法人播磨自然高原クラブ
監事 神戸 壽
監事 高取宏行



再通知：理事会招集請求及び差止請求に関する最終通知

丸山理事ほか3名理事が令和6年9月3日付で提出された「臨時理事会招集請求書」に関し、改めて警告します。また、既に令和6年9月9日付で送付された差止請求書を無視し、さらに令和6年9月12日付で「臨時理事会招集通知」を発行された行為についても、重く受け止めています。

丸山理事ほか3名理事の行為は、以下に示すとおり、法的責任を著しく逸脱しており、これ以上の違法行為が続けば、法に基づく厳正な措置を取らざるを得ないことを通知します。

1. 理事としての責任放棄

丸山理事ほか3名の理事は、過去1年間、理事会招集通知に応じず、理事会への出席を拒否してきたことは、善良な管理者としての注意義務を著しく怠っており、理事会の円滑な運営を停滞させました。また、定時社員総会の開催を妨害する行為は、クラブの健全な運営を損なう行為であり、これにより高原クラブ全体が法人としての機能喪失の危機に直面する事態を招いている。

2. 利益相反取引の継続

丸山理事は、自らが高原クラブの理事でありながら、代表理事に対する損害賠償請求訴訟を提起し、さらに元従業員である花井氏が高原クラブに対して起こした民事訴訟の代理人として活動している。これは社員総会の承認を得てない取引行為であり、明らかに理事会の秩序を著しく損なう行為である。

3. 詐欺的行為の疑念

丸山理事ほか3名理事が、自治会としても活動していながら会員に対し、虚偽情報を用いて、他者を陥れ、自治会費や寄付金を募る行為は、刑法246条（詐欺罪）及び刑法247条（背任罪）及び刑法233条（信用毀損罪・業務妨害罪）に抵触する可能性があり、刑事責任が問われる恐れがある。これにより、高原クラブ全体

の信頼が著しく揺るがされており、今後の対応次第では刑事告訴も視野に入れざるを得ない。

4. 不正な「理事会」の主張

令和6年8月24日の理事会において、正式に閉会が宣言されたにもかかわらず、丸山理事および山上理事らはその後に「理事会の継続」を主張し、丸山理事らの利益を図るための議事を行った。この行為は法的にも定款上も無効であり、理事としての信義則に反する重大な背任行為であり、当該議事を一切無効とし、これを基にした決議や行動は認められない。

5. 臨時理事会招集の無効

令和6年9月3日付で提出された「臨時理事会招集請求書」、および令和6年9月12日付で発行された「理事会招集通知」は、いずれも丸山理事らがこれまでの法令違反と定款違反を無視し、自己利益のために行われたものであり、これを認める理由は一切存在しない。

さらに、当該「臨時理事会」で上程された議案は、互選規定の改正や役員の追加を含むものであり、これらは明らかに丸山理事らの利益を優先させるものにほかならない。さらに、岡庭代表からの真実の開示の妨害を試みる不当な議案も含まれており、クラブ全体の利益を著しく損なうものである。このような不正行為は断じて認められない。

以上の行為に対して、丸山理事らに対する法的責任を厳しく追及する立場を明確にし、さらに、法第103条に基づき、法若しくは定款に違反する行為をしたことにより、高原クラブに著しい損害が生ずるおそれがあるため、丸山理事らに対し「臨時理事会招集請求書」及び「臨時理事会招集通知」を直ちに取り下げを請求する。これに従わない場合、法的措置を講じざるを得ないことを通知する。

以上